

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて昇給制度の改正について勧告しました。

本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年5月から6月にかけて、人事院及び都道府県市特別区人事委員会が共同で調査にあたる職種別民間給与実態調査を行いました。本年の調査では民間給与の状況をできる限り広く把握するため、調査対象を全産業に拡大して実施し、この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員の給与について検討を行いました。なお、公民比較に当たっては、現在実施されている給与の減額措置は臨時的・特例的な措置であり、当該措置後の職員給与は本来の給与水準とは異なるものであることから、減額措置前の職員給与を基礎として比較を行いました。

- 2 検討の結果、月例給については、職員給与が民間給与を僅かに下回ったものの、その較差は極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数が民間の支給割合と均衡していることから、改定を行わないこととしました。

昇給・昇格制度については、国が50歳後半層の給与水準の上昇をより抑え、世代間の給与配分を適正化する観点から行った制度見直しについて、国の実施を踏まえ、改正するよう報告・勧告しました。

- 3 また、行政を取り巻く環境が急激に変化する中、県民の視点に立った行財政運営を行うためには、今後ますます、職員一人一人の能力と意欲を最大限に引き出すことが重要となっています。このため、本委員会では、今回の報告において、有為な人材の確保はもとより、勤務条件の改善や職場環境の整備についても、鋭意取り組んでいく必要について言及しました。

- 4 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。現在実施されている給与の減額措置終了後には、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものであり、県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。

県民各位におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成25年10月18日

島根県人事委員会  
委員長 中村 寿夫